

秋田県大学図書館協議会要項

(名 称)

第1条 この会は、秋田県大学図書館協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務局を秋田大学附属図書館に置く。

(目 的)

第2条 協議会は、加盟館間の学術情報の交換と相互の協力を推進するとともに、職員の資質の向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- 一 協議会の開催
- 二 研究者等の相互協力
- 三 図書館資料の相互貸借
- 四 職員研修会の開催
- 五 その他必要な事業

(構 成)

第4条 協議会は、秋田県内に所在する大学、短期大学及び高等専門学校の図書館を持って構成する。

(役 員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- 一 会長（秋田大学附属図書館長の職にある者）
- 二 幹事（秋田大学図書館・情報推進課長の職にある者）

(会 議)

第6条 協議会は、毎年1回会長が招集する。ただし、必要があるときは、臨時に協議会を招集することができる。

(経 費)

第7条 協議会に要する経費は、当分の間これを徴収しない。

附 則

この要項は、平成4年3月17日から施行する。

この要項は、平成9年3月21日から施行する。

この要項は、平成22年3月4日から施行する。

この要項は、平成24年9月27日から施行する。